



愛研技術通信

掲 示 板

法令・告示・通知・最新記事・その他

○（お知らせ）「土壌環境基準及び地下水環境基準の一部を改正する告示並びに 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

平成28年3月29日環境省報道発表資料抜粋

土壌環境基準及び地下水環境基準の一部を改正する告示並びに土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等が平成28年3月29日に公布されましたので、お知らせいたします。なお、施行は平成29年4月1日です。

1. 改正の経緯

平成25年10月に環境大臣から中央環境審議会に対して、土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について、諮問がなされ、中央環境審議会における審議及びパブリックコメントを経て、平成27年12月に答申が出されました。

今般の改正は、同答申を踏まえたものです。

2. 改正の概要

(1) 土壌環境基準及び地下水環境基準

土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）

土壌の汚染に係る環境基準項目に、「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」及び「1,4-ジオキサン」を追加する。

地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目のうち「塩化ビニルモノマー」の項目名を、「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更する。

(2) 土壌汚染対策法施行規則及び汚染土壌処理業に関する省令

土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）

クロロエチレンについて、土壌溶出量基準、地下水基準及び第二溶出基準の設定を行う。

汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）

これまで一部の大気有害物質の排出実態の把握のために、汚染土壌処理施設における排出時の測定等を課してきたが、実態の把握が進んだことから、当該物質については測定の対象から削除する。

(3) その他の土壌汚染対策法関連の告示

土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法（平成 15 年環境省告示第 16 号）

クロロエチレンについて、土壌ガス調査を実施する際の測定方法を設定する。

地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法（平成 15 年環境省告示第 17 号）

土壌ガス調査において、地下水に含まれるクロロエチレンの量を測定する際の方法を設定する。

土壌溶出量調査に係る測定方法（平成 15 年環境省告示第 18 号）

クロロエチレンについて、土壌溶出量調査を実施する際の測定方法を設定する。

表 クロロエチレンの基準値一覧

		基準
汚染状態に関する基準	土壌溶出量基準	0.002 mg/L 以下であること。
	土壌含有量基準	—
地下水基準		0.002 mg/L 以下であること。
第二溶出量基準		0.02 mg/L 以下であること。

<施行期日>

平成 29 年 4 月 1 日

○（お知らせ）水質汚濁に係る環境基準の追加等に係る告示改正について

平成 28 年 3 月 30 日環境省報道発表資料抜粋

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の項目の追加について告示しました。本告示により、底層溶存酸素量が生活環境項目環境基準に追加されました。

改正の概要

水域の底層を生息域とする魚介類等の水生生物や、その餌生物が生存できることはもとより、それらの再生産が適切に行われることにより、底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生することを目的に、底層溶存酸素量を新たに生活環境項目環境基準に追加します。

表 底層溶存酸素量の類型及び基準値

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

○（お知らせ）「ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案について」に対する意見の募集（パブリックコメント）について

平成 28 年 3 月 22 日環境省報道発表資料抜粋

水質汚濁防止法に定める有害物質のうち、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」という。）につい

ては一般排水基準が平成13年7月1日より適用されてきました。あわせて、この基準に直ちに対応することが困難な40業種については、3年間の期限で暫定排水基準が設定され、その後3年ごとの見直しを経て、現在13業種について暫定排水基準が設定されています。

今般、現行の暫定排水基準が平成28年6月30日をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される新たな基準について中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会での検討結果を踏まえ、別添の通り見直し案を取りまとめました。本報告案について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成28年3月22日から4月20日までの間、パブリックコメントを実施いたします。

見直し案の概要

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準（案）

	業種	制限等	現行 (H25.7.1~H28.6.30) →見直し案 (H28.7.1~H31.6.30)		
			ほう素 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	硝酸性窒素等 (mg/L)
温泉	旅館業	自然湧出	500→500	50→50	
		自然湧出以外		30→30	
		昭和49年以前湧出で 50m ³ /日以上		15→15	
畜産	畜産農業				700→600
工業	粘土かわら製造業	うわ薬かわらを製造	120→一般		
	うわ薬製造業	うわ薬かわら製造の用に 供するもの	140→140		
	ほうろう鉄器製造業 ほうろううわ薬製造業		50→40	15→12	
	金属鉱業		100→100		
	電気めっき業	日排水量50m ³ 未満	40→30	50→40	300→一般
		日排水量50m ³ 以上		15→15	
	貴金属製造・再生業		50→40		3000→2900
	酸化コバルト製造業				160→160
	ジルコニウム化合物製造業				700→700
	モリブデン化合物製造業				1700→1500
バナジウム化合物製造業				1700→1650	
下水道	下水道業	温泉排水を受け入れている もので一定のもの	50→50		
		モリブデン、ジルコニウム 化合物製造排水を受け入れているもの			150→130

一般排水基準（単位：mg/L）

ほう素 : 10（海域は230）

ふっ素 : 8（海域は15）

硝酸性窒素等 : 100

○（お知らせ） 熟達試験所に認定 されました。

平成 27 年 11 月に（財）日本環境測定分析協会が実施した第 1 回位相差顕微鏡によるアスベスト繊維計数技能試験に参加し、定められた基準に到達し熟達試験所に認定されました。これは、環境大気中のアスベスト濃度の分析技術が評価されたこととなります。今後も技能向上のプログラムに参加し、技術者の技能の向上に努め、信頼性の確保を図っていきます。

編集後記

新年度を迎え、弊社にも 4 名、期待のフレッシュマンが入社。御鞭撻をいただきますよう次号で紹介をさせていただきます。

「愛研技術通信」は 2006 年 12 月に社内報として発刊しました。その後、対象の範囲を次第に社外に広げ、内容や編集様式も改良しながら今日に至り、弊社をとりまく情報交流の手段としています。

その間の編集は、田中庸央さんが第 1 号から 2013 年 4 月の第 81 号まで、その後藤野彰さんが第 115 号まで担当されました。お二人とも豊かな学識、経験をフル活用し内容の充実を図られました。

昨年度いっばいで藤野さんが後進に道を譲る形で交代され、愛研技術通信の編集は、この第 116 号から、不肖波多野が引き継ぐこととなりました。経験においても学識においても前任のお二人には大きく及びませんが、私なりに「愛研技術通信」のあり方を問い、世の中も見つめながら、よりよい編集に努めてまいります。

今後とも、社内外の皆様には「愛研技術通信」を引き続きご愛読いただければ幸甚ですし、内容の充実のため進んでご寄稿をいただければありがたく存じます。（波多野群樹）



<新社員を囲んで（2 列目左が社長）>



株式会社 愛 研

(<http://www.ai-ken.co.jp>)

本 社 〒463-0037 名古屋市守山区天子田 2-710

電話(052)771-2717 FAX(052)771-2641

半田営業所 〒475-0088 半田市花田町 2-65

電話(0569)28-4738 FAX(0569)28-4749